

伊予市トイレカー貸出要綱

令和 7 年 3 月 26 日
伊予市告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市が所有するトイレカーについて、業務の遂行に支障のない範囲において貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出車)

第 2 条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(対象団体等)

第 3 条 トイレカーの貸出しの対象となる者は、次に掲げる公益活動を行う市内で活動する団体（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) スポーツ・文化活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 市の事業と密接な関係を有する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益活動として市長が認めた活動

2 トイレカーは、市内において前項に掲げる公益活動を行う場合に使用するものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

3 使用団体は、トイレカーの貸出しに当たり、自動車保険の加入その他の必要な措置を講じるものとする。

(貸出申請)

第 4 条 対象団体は、トイレカーの貸出しを受けようとするときは、貸出を受けようとする日の 14 日前までに、伊予市トイレカー貸出許可申請書兼誓約書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(貸出許可)

第 5 条 市長は、前条の申請書兼誓約書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、トイレカーの貸出しを許可し、伊予市トイレカー貸出許可書（様式第 2 号）を対象団体に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

(貸出し及び返却の方法)

第 6 条 トイレカーの貸出し及び返却は、伊予市の休日を定める条例（平成 17 年伊予市条例第 2 号）第 1 条に定める伊予市の休日を除き、午前 9 時から午後 5 時の間で行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 対象団体は、トイレカーを返却するときは、使用した相当分の燃料の補給及びし尿等の処分並びに清掃を行い、伊予市トイレカー使用報告書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 対象団体は、トイレカーの貸出し及び返却に当たっては、職員又は市長の指定する者の確認を受けなければならない。

(貸出料及び費用負担)

第 7 条 トイレカーの貸出しへは、無料とする。ただし、燃料費、し尿等の処分費その他の実費は、対象団体の負担とする。

(禁止事項)

第 8 条 対象団体は、貸出し許可を受けたトイレカーを転貸し、又は許可を受けた内容以外に使用してはならない。

(運転者の責務)

第 9 条 トイレカーを運転する者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(貸出許可の取消し等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。この場合において、当該取消しを受けた対象団体又は第三者に損害が生じても、伊予市は一切の責任を負わない。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、トイレカーを公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 故障等の理由により貸出しすることができないとき。
 - (3) 道路交通法その他関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の行為により前条第 1 項の許可を受けたとき。
- 2 前項の規定は、対象団体が既にトイレカーの貸出しを受け、現に使用中の場合も適用する。この場合において、対象団体は、当該トイレカーを直ちに返却するものとする。

(事故等の対応)

第 11 条 対象団体は、許可団体等によるトイレカーの使用中に事故等が発

生したとき又は道路交通法その他関係法令に違反したときは、同法その他関係法令に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 対象団体は、前項の指示を受けた後、速やかに、伊予市トイレカー事故等報告書（様式第4号）に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

（損害賠償）

第12条 対象団体は、トイレカーの使用に当たり、事故等の発生により第三者に損害を与えたときは、使用団体の責任においてその損害を賠償するものとする。この場合において、伊予市は一切の責を負わない。

- 2 対象団体は、故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したときは、対象団体の責めに帰すことができない事由によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

車名	寸法（長さ×幅×高さ）	排気量	車両番号
スズキ キャリー	3,640×1,670×2,750mm	650 cc	愛媛 800 せ 1687

様式第1号（第4条関係）

伊予市トイレカー貸出許可申請書兼誓約書

年　月　日

伊予市長様

申請者　所 在 地 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

トイレカーの貸出しを受けたいので、次のとおり申請します。

使用日時	年　月　日（　）から　年　月　日（　）							
貸出期間	年　月　日（　）	午前・午後	時	分から	年　月　日（　）	午前・午後	時	分まで
使用車種	<input checked="" type="checkbox"/> 小型トイレカー（2室型）　愛媛800せ1687							
活動内容								
使用場所								
運転者	住 所							
	氏 名							
	電話番号							
使用に関する 誓約書	<p>伊予市トイレカー貸出要綱に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。</p> <p>1 道路交通法その他関係法令を遵守します。</p> <p>2 交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用を全て当方が負担します。</p> <p>3 事故等に際し、伊予市に迷惑を一切かけません。</p> <p>4 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。</p>							

(1) 運転者の運転免許証及び市長が必要と認める書類を添付してください。

(2) 運転者の電話番号は、使用日に連絡が取れる番号を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

伊予市トイレカー貸出許可書

年 月 日

様

伊予市長

年 月 日付け申請のあったトイレカーの貸出しについては、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 () から 年 月 日 ()					
貸出期間	年 月 日 () 午前・午後			時 分から		
	年 月 日 () 午前・午後			時 分まで		
使用車種	<input checked="" type="checkbox"/> 小型トイレカー（2室型） 愛媛800せ1687					
活動内容						
使用場所						
運転者	住 所					
	氏 名					
1 許可条件						
2 その他						

様式第3号（第6条関係）

伊予市トイレカー使用報告書

年 月 日

伊予市長様

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

貸出しを受けたトイレカーの使用を終了したので、次のとおり報告します。

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
使用車種	<input type="checkbox"/> 小型トイレカー(2室型) 愛媛800せ1687		
活動内容			
使用場所			
運転者	住所		
	氏名		
事故等の有無	有・無		
毀損の有無	有・無		
汲取り等確認 <input checked="" type="checkbox"/>	汲取り	排水	清掃
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
備考			

様式第4号（第11条関係）

伊予市トイレカー事故等報告書

年　月　日

伊予市長様

報告者　所 在 地 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

伊予市トイレカー貸出要綱第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事故等発生日時	年　月　日（　）午前・午後　　時　分		
事故等発生場所			
運転者	住 所		
	氏 名		
	連絡先		
相手方	住 所		
	氏 名		
	連絡先		
警察への届出等	年　月　日		警察署（　）交番
事故等発生状況			
事故現場等の 見取図			

備考　市長が必要と認める書類を添付してください。